

機関区域内で使用される材料に関する事項

改正規則

鋼船規則 D 編及び R 編

改正事項

機関区域内で使用される材料に関する事項

改正理由

本会は、機関区域内の火災の拡大を防ぐため、機関区域の床、隔壁ライニング、天井及び甲板に使用される材料に可燃性及び浸油性のものを使用してはならない旨鋼船規則 R 編 5 章に規定している。

一方、SOLAS 条約においては機関区域内で使用される材料に関する要件は規定されておらず、さらに、近年の SOLAS 条約等の改正により機関区域内の消火設備等の要件が強化され火災への安全性も高まっていることから、本会規則を見直すこととした。

今般、機関区域内に使用される材料に関する要件を SOLAS 条約と整合を図るべく、関連規定を改めた。

改正内容

機関区域内で使用される材料に関する規定を削った。